

一宮市印刷物広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市有料広告要綱（平成20年12月22日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市が作成する印刷物に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「印刷物」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 広報一宮
- (2) ウェルカムチケット
- (3) 広報号外いちのみやし保健所だより
- (4) つうえんブック
- (5) 軽自動車税納税種別割通知書封筒

(掲載基準)

第3条 印刷物に広告を掲載することができる広告主は、要綱第2条ただし書各号に該当しないものとする。

2 印刷物に掲載することができる広告の内容は、要綱第3条各号に該当しないものとする。

(広告の規格等)

第4条 印刷物に掲載する広告の規格、掲載位置及び掲載枠数は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、隣接する広告掲載枠を合体し、又は1つの広告掲載枠を分割して広告を掲載することができるものとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 市広報紙及び市ウェブサイトに掲載して行う方法
- (2) 広告募集取扱業務を行わせるために市と委託契約を締結した広告取扱業者（市の登録業者であるものに限る。以下「指定業者」という。）を通じて行う方法

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、一宮市印刷物広告掲載申込書（様式第1）（以下「申込書」という。）を市長が指定する期日までに指定業者を通じて提出しなければならない。

(広告主の内定)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、この要領の規定に抵触していないことを確認し広告掲載の可否を内定するものとする。

2 前項の確認の結果、広告掲載が適当であると認められるものの数が募集対象に係る広告掲載枠数を超えるときは、その中から抽選によって掲載を内定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、広告掲載枠を合体し、又は分割して掲載することができる印刷物については、掲載面積の大きいものを優先して掲載を内定するものとする。また、年間において頻回発行を予定している印刷物については、連続した複数回の

申込をしたものを優先して掲載を内定するものとする。

- 4 市長は、前3項の場合において、広告掲載の可否を内定したときは、その結果を申込者に一宮市印刷物広告掲載可否内定通知書（様式第2）により通知するものとする。

（承諾書の提出）

第8条 前条第4項の規定により広告掲載可の内定の通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）のうち、1件20万円を超える申込をした広告主は、市長が指定する期日までに一宮市印刷物広告掲載承諾書（様式第3）を提出しなければならない。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

- 2 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告原稿の提出）

第10条 広告主は、広告原稿を市長が指定する方法で自己の負担により作成し、市長が指定する期日までに指定業者を通じて提出しなければならない。

（広告原稿の審査等）

第11条 市長は、前項の規定により広告原稿の提出のあったときは、要綱第5条第1項に規定する一宮市有料広告審査会（以下「審査会」という。）の審査に付して広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、広告原稿の内容が申込書の記載内容と相違し、又はこの要領の規定に抵触していると認めたときは、広告主に対して広告原稿の内容の変更を求めることができる。

（広告主の責任）

第12条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- 3 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

（広告掲載の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告原稿が指定期日までに提出されなかったとき。
- (2) 広告掲載料が指定期日までに納入されなかったとき。
- (3) 第11条第2項の規定による変更を広告主が行わなかったとき。
- (4) 広告原稿の内容がこの要領の規定に違反していると認めたときで、第11条第2項の規定によっても解消できないとき。
- (5) 公益上の理由により市が広告掲載位置を使用する必要が生じたとき。
- (6) 市が印刷物の発行中止を決定したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載を適当でないとして認めたとき。

- 2 市長は、前項の取消しによって損害賠償責任を負わないものとする。

（広告掲載料の還付）

第 14 条 納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告が掲載できなかつたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(雑則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、印刷物への広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 20 年 12 月 22 日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

2 改正後の一宮市印刷物広告掲載要領の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後になされる広告掲載の申込みについて適用し、同日前になされた広告掲載の申込みについては、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 24 年 1 月 23 日から施行する。

付 則

1 この要領は、令和 2 年 2 月 5 日から施行する。

2 改正後の一宮市印刷物広告掲載要領の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後になされる広告掲載の申込みについて適用し、同日前になされた広告掲載の申込みについては、なお従前の例による。

付 則

この要領は、令和 3 年 1 月 29 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条、第 9 条関係）

印刷物	規格	掲載位置	掲載 枠数	1 枠当たりの広告 掲載料（税込み）
広報一宮	縦 270 mm×横 180 mm、4 色刷	裏表紙	1 枠	400,000 円

ウェルカムチケット	縦 59 mm×横 59 mm、4 色刷	裏表紙	2 枠	20,000 円
広報号外いちのみやし保健所だより	縦 60 mm×横 80 mm、1 色刷	裏表紙下 4 分の 1	2 枠	50,000 円
つうえんブック	縦 70 mm×横 90 mm、4 色刷	裏表紙	2 枠	70,000 円
軽自動車税納税種別割通知書封筒	縦 65 mm×横 90 mm、1 色刷	封筒裏面右 2 分の 1	1 枠	80,000 円